

## 作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第3者から受けた事故とする。  
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

## カシノナガキクイムシ駆除（伐倒くん蒸処理）仕様書

- 1 被害木の表示を十分確認すること。
- 2 伐倒方向は安全な方向とし、下流での被害防止のため、沢等への伐倒は避けること。  
伐倒にあつては、かかり木の除去等を行い、残存木の保護に万全を期すること。
- 3 薬剤の使用に当たっては、その散布方法、使用量等について、農薬登録における使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 薬剤散布の対象は、根株・樹幹部分及び末木枝条とし、もれのないよう散布すること。
- 5 降雨中、降雨直後及び薬剤散布直後に降雨が予想される場合、並びに強風の場合は、散布を行わないこと。
- 6 散布に当たっては、あらかじめ監督職員に連絡し、立会を求めること。  
なお、監督職員の立会がなかった場合は散布後速やかに監督職員に届け出て、散布の確認を受けること。
- 7 請負者は、事業日報に薬剤の使用量並びに処理数量（材積）を明確に記入し、必要に応じ監督職員に提示し、事業終了後はこれとともに別紙様式の作業記録報告書を森林管理署長（監督職員経由）に提出すること。
- 8 請負者は、薬剤の使用を予定している最初の日までに、「農薬使用計画書」を最寄の農政局（地域センター）に届出をすること。

### （伐倒作業）

- 9 伐倒方向は安全な方向とし、下流での被害防止のため、沢等への伐倒は避けること。  
かかり木の除去等を行い、残存木の保護に万全を期すること。
- 10 樹幹、末木枝条は原則として薬剤処理に有効な長さ50cm程度に玉切ること。
- 11 玉切り処理木及び根株には、チェーンソーで深さ5～10cm程度のノコ目を入れること。（図－2・図－3参照）

### （地ならし・集積）

- 12 伐倒した箇所付近にあらかじめ地ならし（2 m<sup>2</sup>程度）を行い、樹幹、末木枝条を程度集積すること。  
地ならしの際は、くん蒸シートが破れないように地表部の灌木や突起物を処理しておくこと。

### （薬剤くん蒸処理）

- 13 薬剤使用量は、被覆内容積1 m<sup>3</sup>（材積0.6 m<sup>3</sup>程度）当り原液1.0ℓとする。
- 14 集積した樹幹、末木枝条及び根株に薬剤処理後、くん蒸用シートですばやく梱包

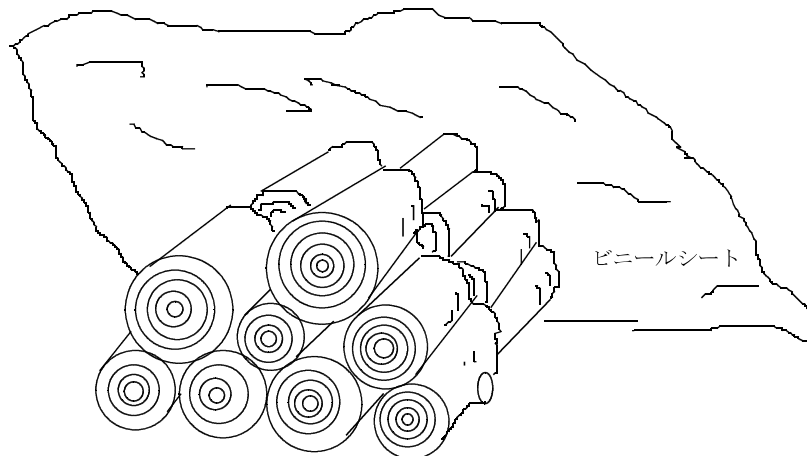
し、ガムテープで密閉するとともに、くん蒸用シートに薬剤処理したことを表示すること。

シートは密封を保つため裾を土石等で押えること。(図－1 参照)

- 15 急傾斜地等により転落のおそれがある箇所をやむを得ず梱包を行う場合には、転落防止策を講じること。
- 16 14日以上くん蒸し、監督職員の確認を受けること。

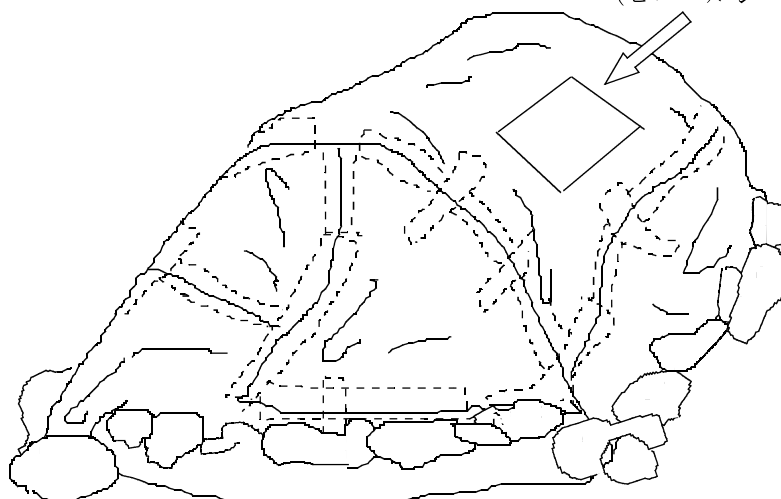
(図-1) 被害木のビニール梱包

地表の地ならし後、玉切りした被害木を集積し、被害木全体をビニールシートで覆えるように準備した後、薬剤処理し、ビニールシートを被せる。



ガムテープを使用しビニールシートで被害木を密封をする。  
薬剤処理の表示を見やすい箇所に行く。

※ 薬剤処理の表示  
(ビニールシートに同封又は貼付)



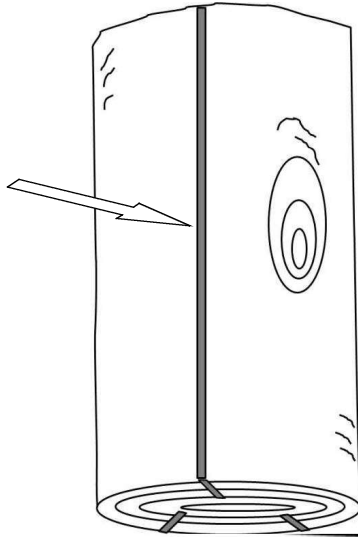
注意事項

- (1) 急傾斜地など転落の恐れがある場所でやむを得ずビニール梱包を行う場合には、転落防止対策を講じること。
- (2) 薬剤が抜けないように周囲の土石等を用いビニールシートを密封する。
- (3) 枝条等でシートを破らないよう注意すること。

(図-2) 被害木 (樹幹一枝条部分) への薬剤注入孔

(上方より見た場合)

※ チェーンソーのコノ目  
深さ 5 cm ~ 10 cm 程度

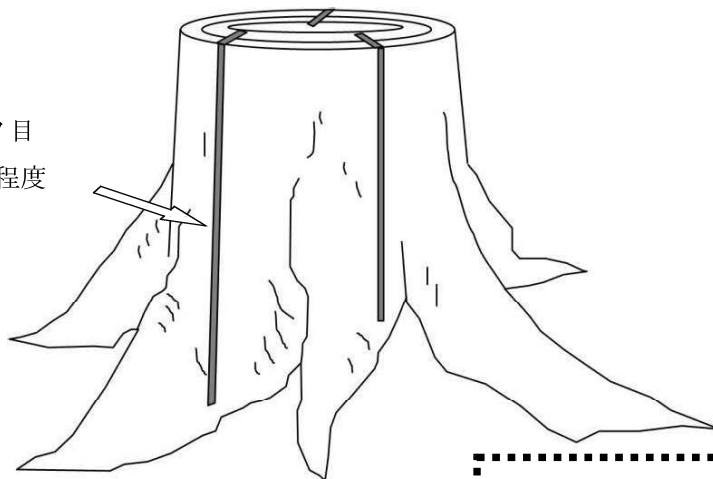


チェーンソーのコノ目	
1.4 cm まで	不要
1.4 ~ 4.0 cm	2本
4.0 cm 以上	3本を目安とする

(図-3) 被害木 (根株) への薬剤注入孔

<根株高が高い場合>

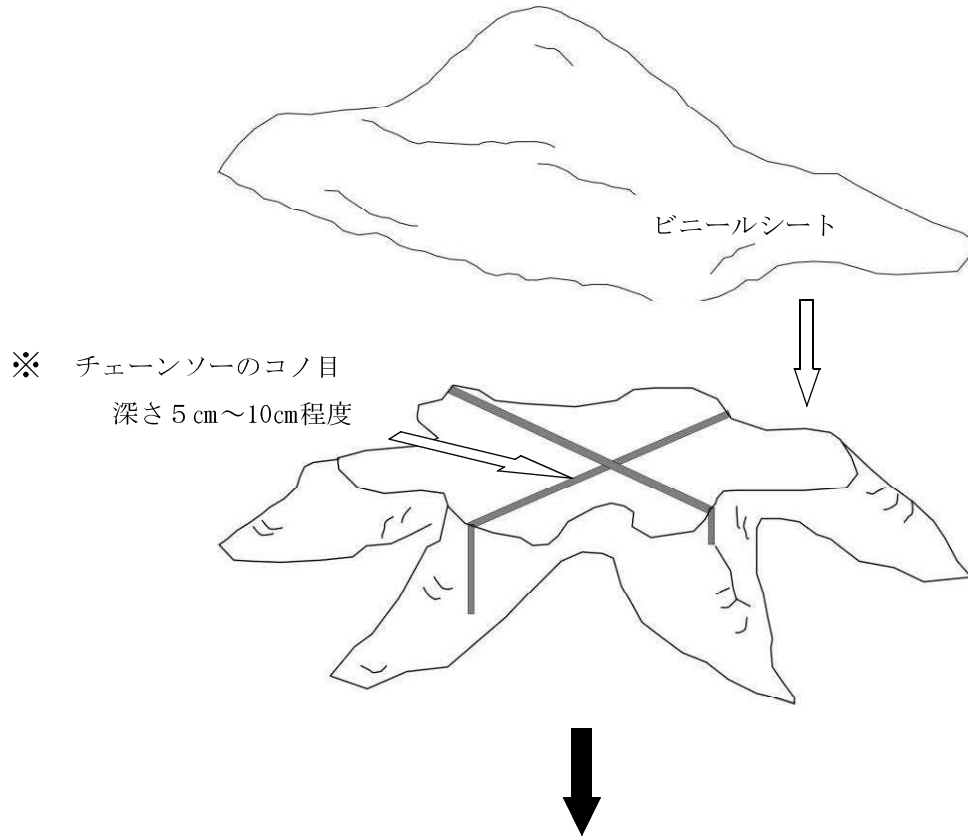
※ チェーンソーのコノ目  
深さ 5 cm ~ 10 cm 程度



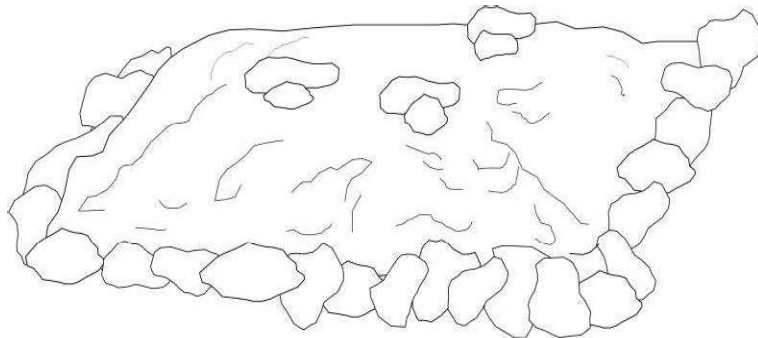
チェーンソーのコノ目	
1.4 cm まで	不要
1.4 ~ 4.0 cm	2本
4.0 cm 以上	3本を目安とする

<根株高が低い場合>

根株の切高を極力低くし、薬剤注入後ビニールシートを被せる。



周囲の土石等を用いビニールシートで根株を密封する。



カシノナガキクイムシ駆除（伐倒くん蒸）  
特記仕様書

（被害木の標示）

- 1 被害木はカラーテープ及びNo.テープにより標示しているが、疑義があるときは監督職員の指示に従うこと。

（駆除作業）

- 2 駆除作業は令和8年6月30日までに完了し、監督職員の確認を受けること。

（伐倒作業時の注意事項）

- 3 遊歩道付近における伐倒作業にあたっては、一般の入山者の通行が想定されることから、危険が予測される場合は、必要に応じて注意看板の設置や誘導員の配置等の安全確保に必要な措置を講じること。

（伐倒作業時の注意事項）

- 4 使用後の薬剤容器は、回収の上、産業廃棄物として処分すること。県または市町村が認定している処分場において処分することとし、適切に処理したことを証明する書類（マニフェスト等）を監督職員に提出すること。

（その他）

- 5 その他必要事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

カシノナガキクイムシ駆除(伐倒くん蒸)  
薬剤等購入仕様書

1 購入薬剤

- ① 農薬の用途：カシノナガキクイムシ駆除用薬剤(くん蒸)
- ② 農薬の種類：カーバムナトリウム塩液剤
- ③ 適用木名：コナラ(3本は生立木、他は枯損木)・カシ(生立木)
- ④ 適用病虫害名：カシノナガキクイムシ
- ⑤ 薬剤数量：33.6ℓ

2 くん蒸用シート

- ① 材質：生分解性シート
- ② 規格：カットタイプ/縦4.0m×横4.0m/枚
- ③ 数量：62枚

3 布テープ(梱包・表示用)

- ① 材質：布粘着テープ(再生PET)
- ② 規格：幅5cm×長さ25m/巻、重量物用
- ③ 数量：7巻

4 注意事項

- (1) 農薬登録済みの薬剤及び下記の品質・特性を有した物品を購入すること。
- (2) 薬材・材料は監督職員の確認を受けてから使用すること。
- (3) 納品書(写)を監督職員に提出すること。
- (4) 薬剤・材料の輸送にあたっては、破損等に留意し適切に取り扱うこと。
- (5) その他必要事項については監督員の指示によること。

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局

山口森林管理事務所長 ○○ ○○ 殿

報告者 住所  
氏名

作業記録報告書

令和 年 月 日に契約締結した城山国有林森林整備事業（保護）について、作業を完了したので下記のとおり報告します。

記

- 1 契約に定める作業の内容（別紙「事業内訳書」のとおり）
- 2 作業記録

作業の内容	実施したもの	実施期間	実施場所	実施数量	作業実施者	摘要

- (注) 1 実施した全作業について○印を付し、それぞれの欄に記入する。  
 2 作業実施者欄は報告者が行った場合のみ記入する。  
 3 実施した全作業のそれぞれの記録写真を添付する。  
 4 摘要欄には、薬剤散布に監督職員が一部又は全部立会いた年月日等、参考事項を記入する。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局

山口森林管理事務所長

殿

請負者 住所  
氏名

使用材料承認願ひ

令和 年 月 日請負契約を締結した森林整備事業について、下記材料を使用いたしますので承認願ひます。

購入先	メーカー又は販売店	規 格

当該請負事業に関連して公表する情報

事業名：城山国有林森林整備事業(保護)

山口森林管理事務所

作業種	国有林名	林小班	実行材積(m <sup>3</sup> )	作業期間	林分条件			作業条件				備考		
					傾斜	植生量	伐採量	人員輸送距離(往復・km)		通勤時間(往復・分)				
								起点	終点	往復・km	起点		終点	往復・分
カシノナガ クワイムシ駆除 (伐倒くん蒸)	城山	61い1	1.96	作業期間 契約締結日の翌日から 令和8年6月30日まで	難	易	1.61	岩国市役所	岩国城	7.9	岩国市役所	作業箇所	35	
カシノナガ クワイムシ駆除 (伐倒くん蒸)	城山	61と	8.10		易	中	6.64	岩国市役所	岩国城	7.9	岩国市役所	作業箇所	30	
カシノナガ クワイムシ駆除 (伐倒くん蒸)	城山	62へ	0.18		難	中	0.15	岩国市役所	城山林道 入口民家	9.3	岩国市役所	作業箇所	31	
カシノナガ クワイムシ駆除 (伐倒くん蒸)	城山	63り	2.09		難	難	1.71	岩国市役所	63り入口	6.3	岩国市役所	作業箇所	22	
カシノナガ クワイムシ駆除 (伐倒くん蒸)	城山	63の	3.92		中	中	3.22	岩国市役所	市道台い	4.9	岩国市役所	作業箇所	28	記番5のうち No.447,448
カシノナガ クワイムシ駆除 (伐倒くん蒸)	城山	63の	3.89		難	中	3.19	岩国市役所	市道展望台	6.2	岩国市役所	作業箇所	21	記番5のうち No.449,450
計			20.14				16.52							

## (素材生産及び造林事業)

### 入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。  
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。  
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
  - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
  - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
  - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
  - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
  - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
  - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
  - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
  - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
  - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
  - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
  - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
  - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
  - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
  - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
  - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
  12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
  13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
  14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
  15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
    - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
    - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
    - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
    - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
  16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
  17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
  18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額）の10分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

# 入 札 書

入札物件 第                      号

事 業 名 城山国有林森林整備事業（保護）

入 札 金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和    年    月    日

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局山口森林管理事務所長    ○ ○ ○ ○ 殿

入 札 者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

# 委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局山口森林管理事務所長 ○ ○ ○ ○ 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により を代理人と定め、  
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

事 業 名 城山国有林森林整備事業（保護）

# 委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局山口森林管理事務所長 ○○ ○○ 殿

(委任者) 所在地(住所)  
商号又は名称  
代表者役職氏名

私は、下記の者をもって代理人と定め、近畿中国森林管理局山口森林管理事務所における契約について、下記は一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地(住所)  
商号又は名称  
代表者役職氏名

## (委任事項)

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付並びに領収に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人の選任及び解任の件
- 6 その他契約履行に関する件

## (委任期間)

令和 年 月 日から令和 年 月 日

(注) これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む)があっても差し支えない。